



# 計画等の策定・改定 パブリックコメントの結果公表

昨年度実施したパブリックコメント(意見募集)のうち、次の3つの計画等のパブリックコメントの結果を公表します。また寄せられた意見の一部を紹介し、計画等の全文といただいた意見は、区ホームページ等で公開しています。

## 高齢者地域包括ケア計画



区ホームページ

区では、高齢者福祉と介護保険の取組指針となる「江東区高齢者地域包括ケア計画(令和6~8年度)」を策定しました。

策定にあたり、パブリックコメント(意見募集)を行い、121件の意見が寄せられました。

### 【計画の閲覧場所】

区ホームページ、地域ケア推進課(区役所3階7番)、介護保険課(区役所3階5番)、こうとう情報ステーション(区役所2階※1部500円で販売)、豊洲特別出張所、各出張所、各図書館、各長寿サポートセンター

### 【計画の概要】

#### 【計画の趣旨】

国では、いわゆる「団塊の世代」全員が75歳以上となる令和7年および、高齢者数がピークを迎えると推計される令和22年に向け、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築と進化の必要性を示しています。

区では、地域包括ケアシステムの段階的な構築に取り組んでおり、区民の皆さんをはじめ、さまざまな関係機関、専門職等と一致団結し、地域包括ケアシステムのさらなる推進を図るため、本計画を策定しました。

#### 【計画の基本理念】

すべての高齢者が生きがいや幸せ

を感じられる社会を地域とともに目指していくことを目的として、基本理念を次のように決めました。

ともに支えあい、健やかに生き生きと暮らせる地域社会の実現  
～地域包括ケアシステムの成熟～

#### 【計画の基本目標】

基本理念を達成するため、基本理念の下に、次の5つの基本目標を定めます。

#### 基本目標1 介護予防

「生涯現役の健康づくりを支援する」  
地域で、高齢者がいつまでも健康で生き生きと活躍できるよう支援していきます。

#### 基本目標2 日常生活支援

「充実した日常生活を支援する」  
加齢により日常生活に支障が出てきても、地域の住民やボランティア、NPO、企業、団体、行政機関など、地域におけるさまざまな支えあい活動により、充実した日常生活が送れるよう支援します。

#### 基本目標3 介護

「介護が必要になっても安心して暮らせる地域社会の実現を支援する」  
高齢者が介護が必要になっても、住み慣れた地域で適切に介護が提供され、自らの意思で自分らしい生活を営むことができる社会の構築に取り組めます。

#### 基本目標4 医療

「在宅療養生活を支える医療と介護の連携を支援する」

退院支援や在宅療養など、さまざまな場面で必要となる医療と介護の連携強化に取り組み、高齢者が在宅で安心して生活を送ることができる社会を目指します。

#### 基本目標5 住まい

「高齢者の住まいの確保を支援する」  
高齢者一人ひとりのニーズに応じた住まいが安定的に確保できるよう支援します。

#### 【第9期介護保険料】

介護保険料は、計画期間における保険給付費、地域支援事業費の見込み額および第1号被保険者の負担割合や人口推計等を基に算定します。第9期は、要介護認定者の増加等による給付費の伸びや介護報酬改定等の影響により、保険料の基準額は月額6,200円となりました。保険料の改定にあたっては介護給付費準備基金を活用し、保険料額の上昇幅の抑制を図りました。

#### 【計画の推進に向けて】

計画の進捗状況について、毎年度点検を行い、その結果については、区役所の情報公開コーナーなどで、広く公開します。

### パブリックコメントで寄せられた 主な意見と区の考え方(抜粋)

○高齢者の外出等の歩く機会を増やすことも大事。

#### 【区の考え方】

高齢者の方が健康への関心を高め、健康を維持できるよう、引き続き介護予防について周知啓発をしていきます。また、区内高齢者施設では、介護予防事業として健康体操をはじめ、各種講座・講習等を実施していきますのでご利用ください。

○ひとり暮らしの高齢者への対策について、見守りやちょっとした助けが必要ではないかと感じる場面に出会った場合に、家族以外の者が連絡して対応する機関があったら良い。

#### 【区の考え方】

長寿サポートセンターは、すべての高齢者の方々が、住みなれた地域で安心して生活するための総合的な相談機関です。職員が自宅などに訪問して、相談に応じることも可能ですので、心配な高齢者の方がいましたらご連絡ください。本人の状況に応じて、必要であれば各種事業やサービスを案内します。

☎ 地域ケア推進課包括推進係 ☎ 3647-9606、FAX3647-3165、介護保険課庶務係 ☎ 3647-9481、FAX3647-9466

## 放課後こどもプラン(後期)



区ホームページ

平成31年3月に策定した「江東区放課後こどもプラン」の前期5年の取組方針を見直し、放課後児童クラブ・放課後こども教室における後期5年の取り組みの方向性を示すものとして「江東区放課後こどもプラン[R6.4~R11.3(後期)]」を策定しました。

策定にあたり、パブリックコメント(意見募集)を行い142件の意見が寄せられました。

### 【計画の閲覧場所】

区ホームページ、地域教育課(区役所6階9番)、こうとう情報ステーション(区役所2階)、各きッズクラブ

### 【プランの概要】

#### 【プラン策定の趣旨】

本区では、平成30年9月に国が定めた「新・放課後子ども総合プラン」に掲げられた目標に基づき、平成31年3月に「江東区放課後こどもプラン」を策定しました。

令和5年4月にこども基本法が施行され、同年6月に設置されたこども家庭庁のこども家庭審議会で、放課後の過ごし方を含めた「こどもの居場所づくり指針」が策定され、放課後の居場所についても「こどもまんなか」の視点に立ち、こどもの主体

性を尊重して考えた取り組みが求められています。

これらの状況を踏まえ、本プランは、平成31年3月に策定した「江東区放課後こどもプラン」の前期5年の取組方針を見直し、放課後児童クラブ・放課後こども教室における後期5年の取り組みの方向性を示すものとして策定します。

### 【江東区放課後こどもプラン】 が目指す姿

●長期的には全放課後児童クラブ・放課後こども教室が小学校内で運営され、両事業がそれぞれの役割を果たしつつ、小学校や児童館等と連携していることを目指します。

●本プランの対象期間においては、児童数の増加に伴い、放課後児童クラブで保留児童の発生が見込まれていることや、小学校内でのスペース確保が難しいこと、また放課後の居場所の選択肢の一つになることから、小学校外の放課後児童クラブも引き続き活用します。

●各事業では児童の権利に関する条約と改正児童福祉法とこども基本法の理念を踏まえ、こどもの主体性を尊重した環境づくりを推進し、こどもの「生きる力」の向上を図ります。

### 【本プランの目的・位置付け等】

#### 【目標年次】

平成31年度よりおおむね10年 ※本プランではこのうち後期5年の取組方針を示します。

#### 【対象事業】

放課後児童クラブ(きッズクラブB登録、土曜江東きッズクラブ)、放課後こども教室(きッズクラブA登録)

#### 【目的】

対象事業の量の確保と質的向上、効果的・効率的な仕組みづくり

#### 【位置付け】

「江東区こども・子育て支援事業計画」の個別計画

#### 【全体方針】

方針1 きッズクラブの推進  
方針2 学校外きッズクラブのあり方

#### 【量の確保】

方針3 放課後児童クラブにおける保留児童対策

#### 【質の向上】

方針4 放課後児童クラブにおける土曜日の育成  
方針5 放課後こども教室のあり方と自主性・自立性を高める環境と仕組みづくり  
方針6 特別な配慮が必要な児童へ

の適切な対応

方針7 地域との連携

方針8 きッズクラブの質の向上

#### 【体制づくり】

方針9 業務の効率化等による持続性の高い運営方法の推進

### パブリックコメントで寄せられた 主な意見と区の考え方(抜粋)

○希望者は全員B登録を利用できるようにしてほしい。

#### 【区の考え方】

学校の増改築に合わせた必要面積の確保に向けた調整や、近隣の学校外きッズクラブの利用を促進するほか、NPO等の私立学童クラブの活用を視野に入れ、保留児童の解消を図っていきます。

○長期休暇中のお弁当を導入してほしい。

#### 【区の考え方】

保護者主体で長期休暇中等の宅配弁当を導入することを可能としており、すでに複数のクラブで導入されています。区では宅配弁当導入のフローチャートを示すなどし、保護者主体での宅配弁当導入を支援していきます。

☎ 地域教育課放課後支援係 ☎ 3647-9308、FAX3647-9274

5面につづく

男性DV電話相談  
DV被害に悩む男性が対象

☎3647-7527

一人で悩まずご相談を 相談無料・秘密厳守  
配偶者や恋人、パートナーからの暴力に悩む男性を対象とした電話相談です。  
相談日 第1水曜16:00~20:00(祝日の場合は第2水曜)